

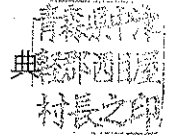
大



西農建第 29 号
平成19年5月7日

国土交通省道路局長 殿

青森県西目屋村長 関 和 典



中期的な計画の作成にあたってのご意見の提出について (回答)

平成19年4月2日付け国道企第114号で依頼のあったこのことについては、別紙のとおりです。

担当：西目屋村農林建設課 成田主査
電話 0172-85-2111 (内線 243)

今後の道路政策や道路の整備・管理について

1. 重点化を進める上で特に優先度の高い政策

① 地域活性化や物流のため都市や交通拠点を結ぶ道路の整備

地場産業の振興等、人と物と文化を運ぶ道路の整備は地域住民の要望の中でも最も多くあり、その早期な整備が待たれています。

② 通勤、通院などの日常の暮らしを支える生活幹線道路の整備

農業のほかこれといった産業がない当村では、市部への通勤、通院が日常となっている。村民の暮らしを支える幹線道路の整備は緊急の課題である。

③ 大雨・大雪や地震などの災害、重大事故などへの備え

当村の場合、幹線道路は主要地方道の1路線であり、仮にこの道路が冬期に被災を受けた場合、陸の孤島化もあり得る。このため、主要幹線道路がネットワークされることが必要である。

2. 効率化を徹底的に進める上で重視すべきこと

① 道路の建設や管理にかかるコストを減らすことは必要である。

② 単に費用対効果ではなく、国土の均衡的な発展を考慮した地方の道路事業の推進を求めます。

3. その他

本村のような山村地域では、道路整備はまだ必要です。道路は物流、通勤、通学、通院等地域生活に密着しており、災害や雪に強い安心な道路の整備が強く求められています。

一方、観光などで当村を訪れる人々の多数が安全に通行できる道路の整備を求めており観光振興の点からも道路整備は重要となっています。

また、「道路特定財源」は、山村に住む私たちの生活を守る道路を整備する上で重要な役割を担っており、その見直しについては、地域間格差を生じないためにも、地方の活性化に配慮し進めるべきです。